みなと・みやじま幼稚園長

感染症について

学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、当園において予防すべき感染症の種類及び 出席停止の期間の基準を次のとおりに改正します。

下記に感染症の出席停止の期間を示しましたが、これらは基準であり、もし<u>感染症にかかってしった場合は医師の指示に従い、医師に当園様式の「登園許可証明書」に必要事項を記入してもらい提出してください</u>。また、<u>登園は「登園許可証明書」に記入された「登</u>園しても支障のない年月日」より【もう一日余分に休ませて】から登園させてください。

加えて、下記表の下に濃厚接触者等について(この内容も「学校保健安全法施行規則」の条文です)も記載されていますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

| 種類 | 疾 病 名 等 | 出 | 席 | 停 | 止 | の | 期 | 間 | |
|-----|-----------------|--------|-------|---|---|---|---|---|--|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コン | | | | | | | | |
| | ゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、 | | | | | | | | |
| | ペスト、マールブルグ病、ラッ | 治癒するまで | | | | | | | |
| | サ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、 | | | | | | | | |
| | ジフテリア、重症急性呼吸器症 | | | | | | | | |
| | 候群(病原体がコロナウイルス | | | | | | | | |
| | 属SARSコロナウイルスであ | | | | | | | | |
| | るものに限る)及び鳥インフル | | | | | | | | |
| | エンザ(病原体がインフルエン | | | | | | | | |
| | ザウイルスA属インフルエンザ | | | | | | | | |
| | Aウイルスで、その血清亜型が | |) & C | | | | | | |
| | H5N1 であるものに限る) | | | | | | | | |
| | 感染症の予防及び感染症の患者 | | | | | | | | |
| | に対する医療に関する法律 《平 | | | | | | | | |
| | 成十年法律第百十四号》第六条 | | | | | | | | |
| | 第七項から第九項までに規定す | | | | | | | | |
| | る新型インフルエンザ等感染 | | | | | | | | |
| | 症、指定感染症及び新感染症は | | | | | | | | |
| | 第1種の感染症とみなす。 | | | | | | | | |

| 第2種 | インフルエンザ(鳥インフルエンザ《H5N1》を除く) 百日咳 麻しん(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発症した後(発熱の翌日を1日目として) 5日を経過し、かつ、解熱した後3日を 経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適 正な抗菌性物質製剤による治療が終了す るまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現 した後5日を経過し、かつ、全身状態が 良好になるまで | | |
|-----|---|---|--|--|
| | 風しん | 発しんが消失するまで | | |
| | 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) | すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するま で | | |
| | 結核、 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により園医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで | | |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎(アポロ熱) | 病状により園医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで | | |
| その他 | 感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑(りんご病)、急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)、 | 園で通常見られないような重大な流行 起こった場合に、その感染拡大を防ぐ めに、必要があるときに限り、園医の 見を聞き、園長が第3種の感染症とし 緊急的に措置をとる。 「その他の感染症」として出席停止の 示をするかどうかは、感染症の種類や 地域、園における感染症の発生・流行 態様等を考慮の上で判断する。 | | |

アタマジラミ 、疥癬 、皮膚真菌症<① カンジダ感染症② 白癬感染症、特にトンズランス感染症>

(濃厚接触者等について)

- 第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
- 二 第1種又は第2種の感染症が発生した地域から通園する者については、その発生状況により必要と認めたとき、園医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 三 第1種又は第2種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、園医の意見を聞いて適当と認める期間。
 - * 病気静養中は子どもにせがまれても休園させ、病気が長引かないように。また、 他の園児に伝染しないように留意してください。
 - * 通常、治癒について医師の「診断書」は特に必要ありませんが、必ず医師の診断に従ってください。ただし、上記のような【感染症】の場合は、医師に当園様式の「登園許可証明書」に必要事項を記入してもらい提出してください。
 - * また、登園は「登園許可証明書」に記入された「登園しても支障のない年月日」 より【もう一日余分に休ませて】から登園させてください。
 - * 出席停止とは教育日数に入らないことで、欠席とは違います。